

文献等から得られた情報（概要）整理結果

これまで入手した文献等（⇒ 参考資料 参照）から、主に以下の内容について抽出・整理した。

（1）大島町の対応計画

地域防災計画（平成 20 年修正）、職員マニュアルから、関連箇所を抽出。

- 体制
- 災害に関する情報入手手段、入手方法
- 避難勧告・指示に関する規定
- 避難所、避難経路、避難方法などの避難体制
- 町から住民への情報伝達手段、伝達計画
- 土砂災害対策
- その他

（2）発災前後の時系列

- 気象情報、予報・警報
- 気象庁、都など関係機関の動き
- 大島町役場の動き、入手情報

本資料の内容は、第一回委員会での委員ご指摘を受けて、計画等からの引用箇所を明確にするための修正を行ったものです。

1. 体制

① 非常配備態勢（判断基準、体制）〔地域防災計画、職員防災ハンドブック〕

- 災害が発生もしくは発生のおそれがある場合など状況に応じて町本部長の指令のもと、第1～第4非常配備態勢が定められている。

※以下、枠内に計画等の該当部分を引用し掲載している。

【地域防災計画（平成20年修正）p45】

【職員防災ハンドブック p5】

1. 非常配備態勢の種別

配備態勢	時 期	態 勢
第1非常配備態勢	おおむね24時間後に災害が発生するおそれがある場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき	各種災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他の災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢
第2非常配備態勢	おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合、もしくは局地災害が発生した場合、またはその他の状況により、町本部長が必要であると認めたとき	第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	事態が切迫し、管内の数箇所で災害が発生すると予想される場合、もしくは発生した場合、またはその他の状況により町本部長が必要と認めたとき	数箇所の災害に直ちに対処できる態勢
第4非常配備態勢	災害が拡大し、第3非常配備態勢では対処できない場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき	本部の全力をもって対処する態勢

- 非常配備態勢別の職員の動員は、次のとおりとなっている。

【地域防災計画（平成20年修正）p45】

【職員防災ハンドブック p5】

4. 動員態勢

非常配備態勢別の職員の動員は、次のとおりとする。ただし、災害対策の推進を図るため必要がある場合は、この限りではない。

- (1) 第1非常配備態勢は、課長級の職にある職員、各出張所長及びこれに準ずる職員以上の職員とする。
- (2) 第2非常配備態勢は、同上のほか、係長級の職にある職員。
- (3) 第3非常配備態勢は、同上のほか、男子職員全員とする。
- (4) 第4非常配備態勢は、全職員とする。

② 災害対策本部の設置基準〔地域防災計画、職員防災ハンドブック（設置基準のみ）〕

- 災对本部の設置の流れと設置基準は以下の通り定められている。

1. 町本部の設置

- (1) 町長は、町の地域において災害が発生し、または発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため町本部を設置するものとする。
- (2) 町本部を構成する部長の職にある者は、町本部を設置する必要があると認めるときは、総務課長に町本部の設置を要請する。
- (3) 総務課長は、町本部設置の要請があった場合、その他町本部を設置する必要があると認めるときは、町本部の設置を町長に申請する。

町本部の設置基準

暴風雨、高潮、地震（予知）、津波、火山噴火等の大規模な災害が発生した場合、または大規模な災害に発展するおそれがある場合で、町が総力をあげて対策にあたる必要がある場合

- 町本部の指揮は、町本部長（町長）の権限により行われるが、町本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順位により、副本部長が町本部長の職務を代理するものとされている。

第1順位 副町長	第2順位 教育長	第3順位 総務課長
----------	----------	-----------

③ 災害時における職員の行動〔職員防災ハンドブック〕

- 災害時の勤務時間内・外における職員行動が次のように記載されている。

○ 災害が発生する恐れのあるとき、または災害が発生したとき

予想される 状況	台風の接近及び通過、各種警報（暴風・大雨・土砂災害警戒情報）の発表時、地震の発生、津波注意報・警報の発表、火山活動の異常等
職員 の 行 動	災害情報や非常配備態勢の指示、内容等が伝達されるので、自分の役割を再確認の上、下記事項に留意し、上司の指示に従って行動する。 ① 情報及び指示に注意する。 ② 不急の行事、会議、出張等は中止する。 ③ 勝手に退庁しない。 ④ 常に所在を明らかにする。
	テレビ等で情報の収集に努め、非常配備態勢の実施に伴う職員の参集指示があってもいいように自宅待機する。やむを得ず外出等する場合は、所属課長（不在時は係長）に所在を連絡する。 また、日頃から各課の「職員連絡網」や資料3「休日、夜間等の非常配備態勢緊急連絡表」（P26）を把握し、非常時に備えておく。

④ 休日、夜間等の活動体制〔職員防災ハンドブック〕

- 休日、夜間等（勤務時間外）における、風水害、土砂災害警戒情報の発表時による職員参集について、次のように記載されている。

【風水害による参集（配備）】

- 暴風雨の警報及び台風の接近など、事前にある程度の被害影響予想ができる場合は、気象庁予報部との電話会議等から情報収集した結果に基づき、配備する日時を決定し対象職員に指示を發します。なお、接近する台風の進路や大きさ等によっては、配備態勢を増強する場合もあるので、職員は自宅待機し、参集指示に備えておきます。

【土砂災害警戒情報の発表による参集】

- この土砂災害警戒情報は、平成 20 年 2 月 1 日から運用がスタートした東京都と気象庁が共同発表する防災情報です。大雨警報の発表中に「土石流」や「がけ崩れ」などの土砂災害の危険性が高まったとき、警戒すべき市町村名を示して発表されるもので、町としては、この情報が発表された場合は、総務課及び建設課においては情報連絡態勢をとり、町内の警戒にあたります。また、状況により危険区域の住民に対し避難勧告・指示等を發令する場合は、非常配備態勢により職員の参集指示を發することもあります。

⑤ 日直職員の対応について【職員防災ハンドブック】

- 土、日、祝日等の勤務を要しない日に、日直勤務にあたる職員による自動参集職員が来るまでの間の対応が、次のように記載されている。

(1) 住民から情報があつたとき

職員は、住民から災害発生の通報を受けたときは、「受発信用紙（様式第 1 号）」に通報時間、通報者、及び通報内容等を記入し、その後、参集した防災係職員、総務課長、副町長に対し連絡報告し、指示をあおぐものとします。

(2) 防災関係機関から情報があつたとき

- 東京都防災行政無線 FAX による情報（防災室に設置）
- NTT 東日本仙台センターからの情報（総務課 FAX）

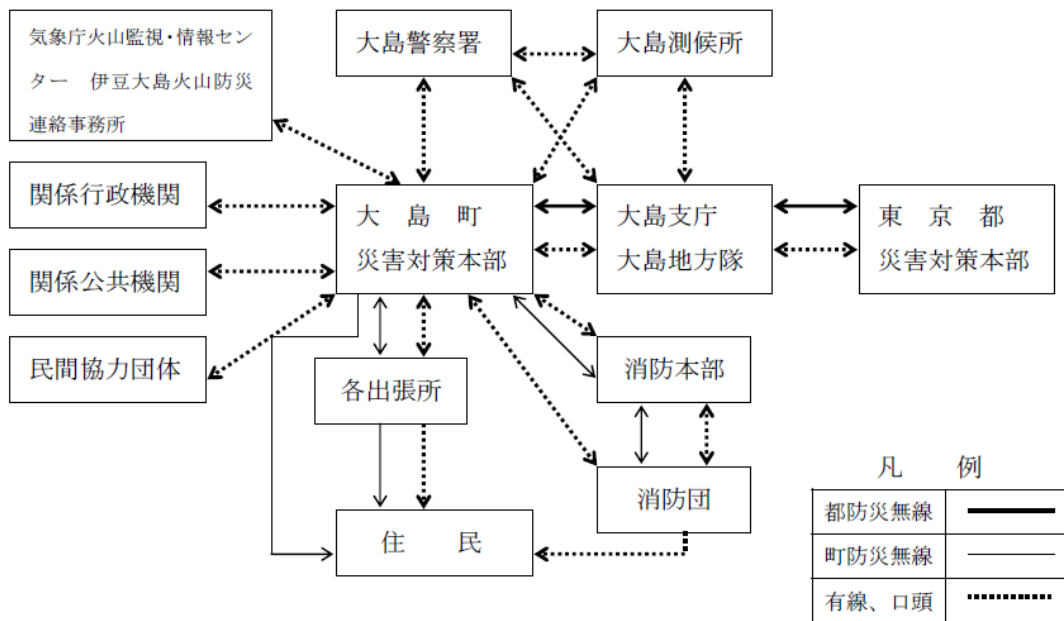
これらの機関から、あらゆる災害の発生や、発生する恐れがある場合、情報が送信されてきます。職員は、これらの情報を受信したときは、受信内容を確認し、防災係職員、総務課長、副町長の順に連絡報告し、指示をあおぐものとします。

2. 災害に関する情報入手手段、入手方法【地域防災計画】

- 災害情報は、以下の方法で収集されることが定められている。

- 災害情報については、都本部及び関係防災機関との連絡により収集を図るほか、テレビ、ラジオ等を利用して情報の収集に努める。
- 町は、災害応急対策の第 1 次実施機関として住民及び関係機関から災害情報の収集を行うため、総括的に総務課及び各出張所に窓口を設け、平素から住民及び関係機関に周知徹底しておく。
- 都本部に対する通信連絡は、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行う。
- 災害の状況により、情報連絡のため必要があるときは、都本部その他関係防災機関に町本部職員を派遣する。
- 町は、夜間、休日を含め、常時、都及び関係防災機関との通信連絡が開始できるように、必要な人員を配置する。

《防災組織通信系統（大島町）》



3. 避難勧告・指示に関する規定〔地域防災計画、職員防災ハンドブック〕

- 一般基準として、次のように定められている。

【地域防災計画（平成20年修正）p78】

【職員防災ハンドブック p9】

- (1) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき
- (2) 大雨による泥流、土石流及び山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき
- (3) 地震及び噴火の発生により落石、津波、また噴石、降灰、溶岩の流出等のおそれがあるとき
- (4) その他、住民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

- 避難準備、勧告または指示については、次のような協議体制が定められている。

【地域防災計画（平成20年修正）p78】

【職員防災ハンドブック p9】

- 町長（町本部長）は、大島支庁長、大島警察署長、大島測候所長及び気象庁火山監視・情報センター伊豆大島火山防災連絡事務所長と協議の上、避難を要する地域及び避難先を定めて避難準備、避難勧告または指示する。この場合、町長（町本部長）はただちに地方隊長（大島支庁長）を經由して、都本部に報告する。

4. 避難所、避難経路、避難方法などの避難体制

① 避難場所・避難所等〔地域防災計画、職員防災ハンドブック〕

- 避難場所は、公園、グラウンド、校庭等で、地震・津波、火山噴火を想定して定められている。
- 避難所は、大島町8地区ごとに、小中学校、保育園、コミュニティセンター等が特定さ

れ割り振られている。

- 避難経路は定められていない。

② 避難方法などの避難体制〔地域防災計画〕

- 避難誘導については、町は、大島警察署及び消防団の協力を得て、各地区の自主防災組織の役員等を中心に地域内を細かく細分化した班体制を編成し、あらかじめ指定してある各班ごとの一時集合場所及び避難所等に誘導すると計画されている。
- 避難方式として、以下の２段階避難（一時集合場所に集合した後、避難場所へ避難）について記載されている。

【地域防災計画（平成20年修正）p80】

- 都における避難方式は、２段階避難方式を基本としている。町においても、自主防災組織の班体制により各地区の班員は班ごとに指定された一時集合場所に集合した後、役員等の誘導により指定された避難場所へ避難するものとしている。

5. 町から住民への情報伝達手段、伝達計画〔地域防災計画〕

- 住民への情報伝達は、主に以下の方法で行われることが定められている。

【地域防災計画（平成20年修正）p51、59】

- 防災行政無線放送を利用して行うとともに、消防団及び広報車による巡回により行う。
- 総務部は、災害発生のおそれのある場合において、危険が予想される地域を重点的に広報車及び広報員を出動させ、大島警察署及び消防団と連携して、現地における必要な広報活動を実施する。

- 広報内容は、おおむね次のとおり。

【地域防災計画（平成20年修正）p59】

- (1) 災害情報及び町の防災態勢
- (2) 避難勧告及び指示に関する事項
- (3) 避難誘導その他の注意事項
- (4) 応急対策の実施状況及び復旧状況
- (5) その他必要と認める事項

6. 土砂災害対策に関して〔地域防災計画：災害予防〕

- 地域防災計画（災害予防計画）には、「災害危険区域等の調査」として、以下に示す調査事項と各防災機関は、毎年度末までに調査・検討・報告することが定められている。

【地域防災計画（平成20年修正）p11】

1. 危険区域の調査

災害において、迅速かつ的確な災害応急対応が実施できるように、あらかじめ災害区域を調査するものとする。

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 大雨による被害が発生するおそれのある地域
- (2) 地すべりや崖崩れ等の土砂災害のおそれのある場所
- (3) 火災の延焼拡大のおそれのある地域
- (4) 倒壊のおそれのある建物等
- (5) 津波、高潮による災害のおそれのある場所
- (6) その他危険が予想される事項

- 地域防災計画（災害予防計画）の「土石流対策」には、土石流の現象の説明とともに、昭和33年9月に狩野川台風における被害概要、大島町の土石流危険渓流の状況（下表）が記載されている。

【地域防災計画（平成20年修正）p18】

○土石流危険渓流の分類

地域名	土石流危険渓流			合計
	I	II	準ずる渓流	
大島町	23	12	5	40

（資料：平成12年3月東京都建設局河川部計画課）

- ※ 土石流危険渓流Ⅰは、「人家5戸以上、または人家5戸未満であっても官公署、学校、病院などのある場所に流入する渓流。」
- ※ 土石流危険渓流Ⅱは、「人家戸数が1戸以上5戸未満の場所に流入する渓流。」
- ※ 土砂災害危険渓流に準じる渓流は、「現状では人家戸数は0戸であるが、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる区域に流入する渓流。」
- ※ 別表1は、大島町の「土砂災害危険渓流一覧表」である。

- 「土砂災害警戒情報」に関しては、情報を住民の自主避難や町長が発令する避難勧告等の判断に活用することが定められている。また、土砂災害警戒情報の都からの伝達体制、町による島内の防災関係機関及び住民への伝達方法（防災行政無線放送及び広報車等を利用）が示されている。
- 「土砂災害警戒区域等の指定」として、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定め、ハザードマップ等により住民等への周知を図るものとしている。

7. その他

① 想定されていた災害の種類

- 地域防災計画は、以下の構成になっている。土砂災害対策は「本編」に含まれている。
 - 本編：p1～145（146ページ）
 - 火山対策編：p146～161（16ページ）
 - 津波対策編：p170～179（10ページ）
 - 災害復興計画編：p180～183（4ページ）
 - 警戒宣言に伴う対応措置編：p184～217（34ページ）
 - 資料編：p219～265（47ページ）
- 地域防災計画において、計画の前提となる災害想定や災害特性に関するまとまった記述はない。

② 水防計画

- 作成されていない

発災前後の時系列

注) 既往文献に基づく情報の整理結果であり、今後の調査により変更される可能性がある。

日付	気象情報、予報・警報	気象庁の対応(●) 都の対応(▲)	大島町の対応、町に入った情報など
10日	台風26号 10月10日21時にマリアナ諸島の近海で発生【A-001】		
11日			
12日			
13日	台風26号 13日21時に沖の鳥島近海で非常に強い勢力なる【A-001】		
14日			
15日	<p>06:53 大島町に雷・強風・波浪注意報【A-003】</p> <p>11:30 大島町に大雨・洪水・雷・強風・波浪注意報【A-003】</p> <p>17:38 大島町に大雨(土浸)・洪水警報、雷・強風・波浪注意報【A-003】 伊豆諸島北部、土砂災害、低地の浸水・河川増水に警戒【B-005】 17:48 三宅村に土砂災害警戒情報</p> <p>18:05 大島町に土砂災害警戒情報(第2号)【A-003】</p> <p>21:21 大島町に大雨(土浸)・洪水・暴風・波浪警報、雷注意報【A-003】 伊豆諸島北部、土砂災害、低地の浸水・河川増水、暴風に警戒【B-005】</p> <p>22:38 伊豆諸島北部 竜巻注意情報</p>	<p>10:30 消防庁 各都道府県に対し警戒情報を発出し、適切な対応を呼びかけるとともに、速やかに被害状況を報告するよう要請【A-015】</p> <p>11:00 ●気象庁 伊豆諸島三町村に音声会議システムで台風第26号説明会「注意・警戒する時間帯」を周知【B-004】</p> <p>11:00 ●▲気象庁・都：台風第26号説明会(@都庁)【A-001】</p> <p>11:00 消防庁 関係省庁災害警戒会議に応急対策室課長補佐が出席【A-015】</p> <p>11:30 ●東京管区気象台注意体制【A-003】</p> <p>17:30 火山防災連絡事務所、03:00に非常配備態勢に入るため一旦帰宅【A-013】</p> <p>17:38 ▲都から音声一斉通信システムで警報内容を伝達 東京都水防本部を設置【A-001】</p> <p>17:48 ●東京管区気象台、災害対策連絡会議設置</p> <p>17:51 ▲都、DISにて各市町村の態勢報告するよう一斉FAXで伝達【A-001】</p> <p>18:00 消防庁 応急対策室長を長とする災害対策室設置【A-015】</p> <p>18:05 ▲都から警報・土砂警の警報文をFAX送信【A-001】</p> <p>19:25 ▲都から町に態勢確認の電話、大島支庁に電話確認【A-001】</p> <p>21:21 ▲都から警報内容をFAX送信【A-001】</p> <p>23:30 ●気象庁から都に対して特別警戒レベルの大雨に達していることを電話連絡【A-008】</p>	<p>06:19 気象庁より地方気象情報FAX受信(伊豆諸島:雨量300mm、最大風速35m、波の高さ12m)【B-005】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>◆15日の小中学校校長会にて翌16日の休校を決定【B-007】</p> </div> <p>12:17 台風情報を町の全職員に周知【A-001】</p> <p>13:05 ◆防災行政無線放送 台風の接近、暴風・高波への警戒【B-003】</p> <p>13:09 ◆防災行政無線放送 港の駐車場、岸壁への警戒【B-003】</p> <p>16:07 総務課長、町長に電話連絡、「16日02:00に第一次非常配備態勢をとる」ことを確認【B-003】</p> <p>16:21 第1次非常配備体制を職員へ周知【A-001】</p> <p>17:05 ◆防災行政無線放送 暴風・高波への警戒、台風情報への注意喚起、通行止め【B-003】</p> <p>18:05 都からのFAX受信確認に回答せず【A-001】</p> <p>19:25 都からの電話確認に回答せず【A-001】</p> <p>21:21 都からのFAX受信確認に回答せず【A-001】</p> <p>23:02 気象庁より地方気象情報FAX受信(伊豆諸島:雨量250mm、最大風速35m、波の高さ12m)【B-005】</p>
16日	<p>00:10 新島村に土砂災害警戒情報</p> <p>00:33 大島町に大雨(土浸)・洪水・暴風・波浪警報、雷注意報【A-003】</p> <p>00:52 台風26号に関する東京都気象情報第6号「大島では降り始めからの雨量300mm超、土砂災害により一層警戒」</p> <p>01:36 台風26号に関する情報第31号「大島元町の24時間降水量 298.5mm」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>02:00頃 土石流:神達地区【A-002、A-006】</p> </div> <p>02:32(発表) 記録的短時間大雨情報 2:20に大島元町で101ミリ【A-003】</p>	<p>00:00 ●気象庁から都に「尋常ならざる状況になる危険性がある」と電話連絡【A-001】</p> <p>▲都から大島町総務課に電話し注意喚起【A-001】</p> <p>00:10 ▲都から大島町と大島支庁に電話連絡【A-014】</p> <p>01:00 ●気象庁から都に「尋常ならざる状況になる危険性がある」と電話連絡【A-001】</p> <p>01:00 ▲都から大島町総務課に電話し注意喚起【A-001】</p> <p>01:35 ●気象庁から都に対して警戒する旨の電話連絡【A-008】</p>	<p>00:00 総務課長出動【B-003】</p> <p>00:30 教育長出動【B-003】</p> <p>01:00 消防本部15名待機完了【B-003】 観光産業課長 見回りをしつつ野瑞地区へ向かう【B-003】 消防団員 島南部の警戒のため南部に向かう【B-007】</p> <p>01:30 防災係長出動【B-003】 消防団本部役員集合、各地区分団長他集合120名【B-003】 消防本部から各分団へ見回りをせず詰所で待機の指示【B-007】</p> <p>01:32 東京都防災部から東京都気象情報FAX受信【B-005】</p> <p>01:45 東京都総合防災部から大島の雨量(降水量)400mmとの気象庁からの情報提供【B-003】</p> <p>02:00 「第1次非常配備態勢」役場職員27名配置【B-003】</p> <p>02:25 泉津出張所に泉津分団より、がけ崩れ情報あり。【B-003】</p>

日付	気象情報、予報・警報	気象庁の対応(●) 都の対応(▲)	大島町の対応、町に入った情報など
	02:45頃 土石流：元町地区 【A-002、A-006】		02:43 福祉けんこう課職員より元町字神遠の住宅が倒壊、同住所の住宅も半壊の情報提供あり。消防本部、警察が現地確認へ。【B-003】
	03:00頃 土石流：元町地区大金沢 【A-002、A-006】		02:54 がけ崩れの警戒のため、出張所前の開拓への道路規制【B-003】
	03:00 記録的短時間大雨情報 大島町付近で約120mm【A-003】	03:00 火山防災連絡事務所、大島町職員へ降水量や気象データ提供開始【A-013】	02:54 分団より都道樺トンネル付近で道路わきの土手の一部が崩れの情報あり、規制対応【B-003】
	03:30 記録的短時間大雨情報 大島元町で118mm【A-003】	03:55 ●気象庁、大島町に異常な大雨について電話連絡【A-014】	02:55 八重沢があふれ都道通行不可との情報。【B-003】
	04:30 記録的短時間大雨情報 大島町付近で約120mm、大島元町で108mm【A-003】	04:30 ▲都は気象庁に台風26号の状況を照会【A-001】	02:57 「第2次非常配備態勢」役場職員20名追加配置計47名【B-003】
	5:12 台風26号に関する関東甲信地方気象情報第5号「降り始めからの雨量、大島元町696.5mm、大島北の山339.5mm、伊豆諸島北部の総雨量900mm」		03:00 総務課長から町長へ連絡、町長「夜間の避難勧告は危険とし、避難勧告は見合わせることを指示」【A-013】
	05:18 大島町、大雨（土浸）・洪水・暴風・波浪警報、雷注意報【A-003】		03:05 椿園1階が土砂で埋まっている。宿泊者が2階に避難との情報。【B-003】
	05:44 大島町、大雨（土浸）・洪水・暴風・波浪警報、雷注意報【A-003】		03:10 警察から大金沢氾濫の為、注意喚起の放送要請。【A-010】
	06:30 大島町、大雨（土）・暴風・波浪警報、雷・洪水・高潮注意報【A-003】		03:14 「第3次非常配備態勢」役場職員15名追加配置計60名【B-003】
	08:13 大雨（土）・暴風・波浪警報、雷注意報解除、洪水・高潮注意報【A-003】	07:06 官邸情報連絡室の設置【A-001】	03:15 総務課長、町長に電話連絡、「椿園の浸水」を報告。【B-003】
	11:58 大雨（土）・波浪警報、強風注意報、洪水・高潮注意報解除【A-003】	09:00 東京消防庁、大島町町長より応援要請【A-001】	03:20 元町3丁目自大金沢付近住宅に浸水、土砂流れ込みとの情報。【B-003】
	17:34 大雨警報（土）、強風注意報、波浪注意報【A-003】	10:00 消防庁 消防庁次長を長とする災害対策本部設置【A-015】	03:25 本庁停電【B-003】
	23:08 大雨警報（土）、強風注意報、波浪注意報【A-003】	10:36 消防庁 町からの応援要請を受けて、東京消防庁ヘリによりハイパーレスキュー隊14名、現地本部要員2名が出動【A-015】	03:26 警察から大金沢氾濫の注意喚起の放送要請。【B-003】
			03:29 全出張所に危険個所の報告指示。【B-003】
			03:35 ◆防災行政無線放送 大金沢氾濫による危険の周知【B-003】
			03:53 消防、役場職員で大金沢現場確認。【B-003】
			03:20 元町3丁目住宅が流されるとの情報。【B-003】
			03:56 元町2丁目住宅浸水との情報。【B-003】
			04:16 行方不明者発生の情報。警察に出動要請【B-003】
			04:24 元町3丁目アパートが浸水との情報【B-003】
			04:25 元町3丁目住宅が浸水との情報【B-003】
			04:28 行方不明者発生の情報【B-003】
			04:30 元町3丁目住宅倒壊、行方不明者発生の情報【B-003】
			04:33 気象庁より報告。「降水量700mm。残りピーク1～2時間」【B-003】
			04:57 総務課長、町長に電話連絡、「自衛隊要請について相談」「あらゆる手立てをうつ」ことを確認。【B-003】
			05:07 ◆防災行政無線放送 土砂崩れによる道路通行止め情報【B-003】
			05:15 ◆防災行政無線放送 消防団分団員の召集、土砂崩れによる道路通行止め情報【B-003】
			05:17 気象庁予報部より地方気象情報FAX受信「降り始めからの雨量、大島元町696.5mm、大島北の山339.5mm、伊豆諸島北部の総雨量900mm」【B-005】
			05:18 災害対策本部設置（本部長は教育長）【B-003】
			05:30 対策本部会議開催【A-001】
			05:34 住宅が流されたとの情報【B-003】
			05:35 ◆防災行政無線放送 土砂崩れによる道路通行止め情報【B-003】
			05:55 元町2丁目住宅倒壊、要救助者発生の情報【B-003】
			05:55 元町字神達屋敷一帯孤立の情報【B-003】
			05:56 気象庁予報部より地方気象情報FAX受信【B-005】
			05:56 東京電力事務所浸水、停電復旧の目処立たず【B-003】
			06:30 ◆防災行政無線放送 土砂崩れによる道路通行止め情報【B-003】
			06:45 要救助者（生き埋め）の発生の情報【B-003】
			07:00 大金沢付近で行方不明者発生の情報【B-003】
			07:00 消防団 全分団員を招集し、救助活動を行う【B-007】
			07:20 神達で4家が全壊との情報【B-003】
			08:50 元町2丁目住宅に土砂が流入【B-003】
			09:00 停電復帰、東京都消防庁へ対応要請。【B-003】
			10:16 庁内LANシステム復帰【B-003】
			16:50 町長帰庁、現場確認【B-003】
			18:16 町長を本部長として、対策本部会議開催【B-003】